

議案第50号

天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する
条例等の一部改正について

天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条例等の
一部を次のように改正しようとする。

平成20年9月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する
条例等の一部を改正する条例

(天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条例の
一部改正)

第1条 天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条
例(平成13年3月天理市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」
に改める。

(天理市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 天理市特別職報酬等審議会条例(昭和39年12月天理市条例第32号)の
一部を次のように改正する。

第2条中「報酬の額」を「議員報酬の額」に、「報酬等の額」を「議員報
酬等の額」に改める。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関す
る条例の一部改正)

第3条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「第203条」を「第203条の2」に、「、費用弁償及び期末手当」
を「及び費用弁償」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「及び期末手当」を削り、同条を第6条とする。

別表第1号を削り、同表第2号中「同上」を「市長の旅費相当額」に改め、同号を同表第1号とし、同表中第3号から第47号までを1号ずつ繰り上げ、同表備考第1項中「第8号、第9号、第11号から第13号まで及び第15号」を「第7号、第8号、第10号から第12号まで及び第14号」に改め、同表備考第2項中「第13号」を「第12号」に、「第14号」を「第13号」に改め、同表備考第3項中「第3号」を「第2号」に、「第7号、第16号から第25号まで、第28号から第30号まで及び第32号から第47号まで」を「第6号、第15号から第24号まで、第27号から第29号まで及び第31号から第46号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の天理市特別職報酬等審議会条例及び第3条の規定による改正後の天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例は、平成20年9月1日から適用する。